

復二第九三六號

昭和二十二年十二月十八日

第二復員局長

兵、大阪各地方復員局長殿

（郵頭を附し）復員局長の事務令

官廳の件左記に依り、應請を以

付復員局長元及復員局長先

復員局長元	復員局長先	物件所在地	復員局長先	記
第一 兵地方復員局長	岡上橋給部	下關海軍部	山口海軍部	兵地方復員局長（兼）兵地方復員局長の事務令
第二 大阪地方復員局長	・	・	和歌山海軍部	第一復員局長（兼）兵地方復員局長の事務令
第三 兵地方復員局長	・	徳山海軍部	山口海軍部	指示せられたるものあり

（）復員局長は所管補給部へ運動手続を了すこと

（）本品は特殊物件である

（英訳野紙）

第五式潜水艦中隊隊長古河電機株式會社で製造した同心機は特殊物件
でなから別紙記載数量に含まれてゐるものは之を除く

(英訳野紙)

(参)

高松付先 内々省調査局長

山口、朝歌山各縣知事

島、大坂各地方官署局長

下関市長

徳島市長 山本市長

海軍

探 雷 機	機 組 大 小	油 壓 機 力 計	自 記 機 力 計	右 外 機	機 組 機	機 組 機 二 次 電 機	・ 八 〇 瓦	・ 一 〇 〇 瓦	・ 一 二 〇 瓦	浮 標 機 四 〇 瓦	釣 機 機	機 組 機
機	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	個	機
二	台	台	台	台	台	台	二	六	二	八	台	機
不 機	・	・	・	・	・	不 機						

機組機

海
軍

(英訳野紙乙)

鐘山特務隊基地より山口縣藤ノ宮へ電線敷設工事の概況表 (美濃野紙乙)				
品名	数量	単位	備考	備考
三式特務隊電線	12	巻	藤ノ宮分屯	一巻の長さ七百〇米
五式特務隊電線	100	巻	藤ノ宮分屯	
三式特務隊電線	1000	巻		ナマシタイロニ心線
三〇型九型電線	10	巻		
三式電線	11	巻	藤ノ宮分屯	
電線	110	巻		
アイ人用	136	巻		
特務隊用電線	188	巻		
特務隊用電線	100	巻		
特務隊用電線	10	巻		不詳
特務隊用電線	10	巻		

海軍

調査局一發第二、一六五號

昭和二十二年十二月二十日

内務省調査局長

山口縣知事殿

和歌山縣知事殿

第二復員局より保管轉換された特殊物件（掃蕩具類）を除く）の處理に付て

貴地所在地方復員局が別紙記載物件が貴縣に保管轉換される旨第二復員局から豫め貴方に連絡があつたので別紙記載の通り農林省水産局漁信省海底電線工事々務所産業復興公園及び兵器處理委員會の取得権を決定した之に基き農林省水産局漁信省海底電線工事々務所及び産業復興公園はその制當先乃至は引取機關を決定の上貴縣に連絡し物件が復員局から貴縣に運送されると同時に右制當先乃至引取機關が引取を開始することと

(英浪野紙乙)

海軍

(英訳野紙乙)

なるから御了知ありたい、尙現品の状態（新品、古品、損耗の程度等）及び数量に付ては別紙記載事項と相違する點あるかも知れず又別紙に記載してない點もあるから現物引取前乃至は同時に上記官廳公園乃至兵備處選委員會の關係者を貴縣擔當官が引率して調査の上實狀に即して解決された

注意事項

- 一、受領書を確實に檢し寫を可及的速かに調査局に送付されたい
- 二、代金徴收に付ては貴縣に於て迅速、確實に實施されたい
- 三、該物件中兵備處選委員會に於て引取れないものは貴縣に於て處理されたい
- 四、本件に付ては經濟安定本部と打合済であるが指定生産資材に該當する（産業復興公園の分を除く）ものに付ては安定本部より主人官廳宛に割當通知せられるる筈につき申添ふ

海軍



興復補給五號ノ八一

昭和二十三年十二月二十八日

興復補給局長

下 山 崎 地 部 長

特種要員補給費保管部長の件復函

十二月二十七日附復二第一〇〇五號第二復員局長訓令に依り、前記の通り、貴部（地）保管の物件山口縣に保管移換の指令があったから、貴部（地）で既に現無償物の上級教育（師範専）三歳補給金の事に無取財を得た、

別 紙 添 付

（終）

海軍付先 山口縣廳

（美波野紙乙）

1063

海 軍



復二第一〇〇五號

昭和二十二年十二月二十七日

第二復員局長

吳、大阪各地方復員局長殿

掃海要員銜録保管轉換の件訓令

首題の件充記に依り處理せよ

一 保管轉換元及保管轉換先

第 一	第 二	第 三	保管轉換元	保管轉換先	備 考
吳地方復員局	同上補給部	下關掃海部	物件所在地	保管轉換先	(1) 調査区分先別通過であ り、引取要領等は内務省と して指示せらるる
大阪地方復員局	同上補給部	徳山掃海部			
		山田掃海部			
		和歌山掃海部			

三 現品は所管補給部へ送附手續きを了すること
四 本品は特殊物件である

(終)

海 軍

(英波野紙乙)

(別表)

鋼索第三次配分表

地区	品目種別	長さ	数量	合計	林業用水産局	商工省總局	海運總局	地方官廳	内省國土局	戦災復興院
下關	乗取鋼索	10mm	100	5,000			5,000			
	・	・	150	65,500	60,500		50,000			
	浮標索	・	0.5	50				50		
	海風掃海大綱索	12	1	20	50			20		
	・	・	4	10				10		
	曳索	14	100	1,600	1,600		1,600			
	鋼索	10	100	500	500					
	鋼索	6	200	11,000	11,000	11,000				
	・	6	400	10,200	10,200	10,200				
	乗取鋼索	9	150	8,100	8,100		8,100			
	古	0-12	50-100	約55,000	55,000		55,000			
	徳山	水中部分曳索	6	150	1,600	1,616			1,600	
浮標索		・	0.5	10				10		
掃海索		14	50	6,550	6,574		6,550			
曳索		14	2	24			24			
大掃海三脚		10	100	4,000	4,400	4,000				
鋼索		10	20	400			400			
・		6	200	500	500		500			

奥付第一號

昭和二十三年一月十二日

奥付員局業務課課長

矢牧

章

高知縣知事 殿

第一種附品保管轉換について

別紙訓令による物件を函索受備の上御收替三進送付され度い

(終)

1068

別紙

昭和二十二年十二月二十三日

吳地方備員局長殿

第二備員局長

第一備用品保管轉換の件訓令

記

品名	数量	保管轉換元	保管轉換先	記	事
四〇E W デーゼル					
直流發電機	一	吳備補給部	高知縣廳	特殊物件	

備考

本物件は徴用船新南丸に裝備してあつたもので徴用解除によつて本船在籍の高知縣屋戸町に歸揚し同町泉鐵工所で保管中のものである

(終)

吳鎮第三七五號ノ如ク

昭和二十二年十二月三十日

吳地方復員局

廣島縣知事殿

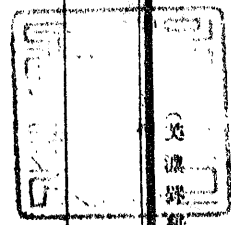
被服物品保管轉換の件照會

十二月二十九日復二第一、〇二八號（寫實聯送付済）を以て第二復員局
長より訓令に依る首題の件は別紙の通實施致したいから至急受領の事に
御手配を待たい。

尙受領月日等決定次第吳地方復員局補給部長に連絡方可然御直屬相
談し度い。

(別紙添)

(終)



1070

海軍

別紙

右	防	運	防	同	防	防	生	兵	下	同	士	品
同	寒	動	暑	同	暑	暑	徒	軍	士	同	官	名
・	外	袴	帽	袴	袴	衣	軍	衣	軍	袴	軍	呼
・	套	・	・	・	・	・	衣	・	衣	・	衣	稱
古	新	新	・	古	新	新	・	・	古	・	新	新
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	古
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	別
一	六	一	一	五	四	四	二	四	二	七	六	數
五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六	四	量
夏	夏	袴	襦	雨	當	右	下	士	航	航	航	品
袴	袴	下	袴	衣	番	同	士	官	空	空	空	名
下	下	・	・	・	外	・	官	外	手	夏	夏	呼
・	・	・	・	・	套	・	兵	套	袋	袴	衣	稱
・	・	・	・	新	・	古	外	個	組	・	個	新
・	・	・	・	・	・	・	套	新	・	・	・	古
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	別
一	五	一	一	二	六	三	二	一	二	一	一	數
五	〇	〇	〇	〇	二	八	〇	二	〇	七	七	量
〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	五	〇	〇	〇	量

海軍

(英漢辭紙乙)

1071

吳地方復興局總務部長

吳復補第一號ノ二五

十一月二十九日送付

昭和二十二年十一月二十八日

吳地方復興局補給部長

山口縣經濟部長 殿

下關掃海部保有物資保管轉換の件照會

首題の件に關しては九月十二日附吳復補第一〇號ノ三四を以て通知して置いたが今般聯合軍最高司令部の指令に依り掃海作業は更に同ノ二ヶ年間續行することとなつたため貴縣に對し遺憾ながら保管轉換は不可能なる事情になつたから恐しからず御諒承を得たい

(終)

高送付先

第二復興局補給部長
吳地方復興局總務部長

海軍

1073

事務部

事務部長

庶務課長

吳復第三七五號ノ四三

昭和二十二年十二月一日

庶務主任
22.12.1

廣島縣知事 殿

吳地方復員局長

燃料保管轉換の件照會

十一月十九日附復二第八二八號第二復員局長訓令に依る首題の件左記明細を實地に保管轉換しますから受領券等に御手配を得たい
進「領收の上は領收書二通吳地方復員局補給部長に送付方御取計ひを下さい

記

品名	数量	保元	保務先	配
重油	一二七	吳地方復員局補給部	廣島縣	東亞丸船中のもの 若丸船中のもの
	三五			

中山

海軍

(英漢辭紙乙)

吳復第三七五號ノ三五

昭和二十三年十一月二十七日

吳地方復員局長

廣島縣知事 殿

物品保管轉換の件照會

首座の件左記物品貴廳に保管轉換しますから受領方御手配を得た

記

品名	数量		備考
	組	数	
汽機掃除具(電動機附)	六		特殊物件

本物品は船舶運賃會廣島支部長二宮三郎に貸與中のものにて同會に歸下置置を願
ひます

高橋付先 船舶運賃會廣島支部長

海軍

(英訳附紙)

1075

呉復才六八五號

昭和三年十二月十日

呉地方復員局長

廣島縣知事殿

造修材料保管転換の件照会

十月二十四日復二才八三九號訓令により別票を通保管転換
すより速に処理されたい。

是て本件は目下播磨呉航渠を以て保管の理を以てす
之が費用として相当額支拂中であるから保転手續
後の費用は貴縣に於て支拂られたい。

(別票添付)

寫送付先

播磨呉航渠所長

(美濃紙紙乙)

海軍

口口復讐第第第

吳復第三七五號ノ四四

昭和二十二年十二月十日

田 22.12.10

吳地方復員局長

廣島縣知事 殿

被服物品(廢品)保管轉換の件照會

十二月一日復二第八五一號(寫實廳送付濟)を以て第二復員局長より訓令に依る首題の件は別紙の通實抽致したいから至急受領のことに御手配を得たい。

尙受領月日等決定次第吳地方復員局補給部長に連絡方可然御配慮相煩し度い。

(別紙添)

(終)

海軍

別紙

品名	呼稱	數量	品名	呼稱	數量
作業服	個	七六六	ゴム底組足袋	組	一、三〇〇
同 袴	・	一一二五	釣床蚊帳	個	二四五
防 暑 衣	・	一、〇五七	紺 足 袋	組	三一
同 袴	・	七七六	防 寒 長 靴	・	七
下士官 軍樂兵軍帽	・	一四	航 空 作 業 靴	・	八
襦 袢	・	四五	毛 織 靴 下	・	一六
夏 襦 袢	・	四三四	防 寒 外 套	個	五
毛 織 襦 袢	・	三四	下 士 官 兵 外 套	・	五
袴 下	・	四七八	雨 衣	・	三六
夏 袴 下	・	六四八	腹 卷	・	四二
半 靴	組	六一	厚 手 袋	組	二
略 靴	・	八三	甲 躰 毛 布	個	九一九

海軍

（英訳原紙乙）

英領事三七百號、三一

昭和二十二年十一月十四日

英領事方、復員局

山口縣知事殿

無敵艦隊被害者慰問の件照會

十月二十八日附後二號七七五號(馬場通海軍事務所)に於て復員局海軍課
令前記の件別紙明細書並實施要領した。此より要領受領のことに御手配を得
たい。

是て受領月日決定次第英領地方復員局海軍課長に連絡方可然御取計を得

殿

英領事方

英領事方

下州海軍部
九洲海軍部
仙田海軍部
海軍部



(英領事紙乙)

別紙

品名	数	備考	保管轉換元	保管轉換元記	事
九七式特五號送信機	1				
三式特受信機	2 1 3				
九二式特受信機改三	1				
九九式測波機	1				
九式輕便無線電信機改二	1				
手動電鍵二型	2				
三號電池三型	1				
三號外箱三號入三型	1				
受機	9 2 7				
興送管	4 3 2				
口七六七	16 2 6 1 6 4				
口七六八	4 2 1 3 2				
口七六九	14				

(送演紙乙)

海軍

眞	空	管	U 3 3 8 A	個	6	6	14	14	個
・	・	・	U 7 6 7 7	・	4	4	10	10	個
・	・	・	U 3 1 3 A	・	2	2	7	7	個
・	・	・	U 3 3 0 3 A	・	2	2	7	7	個
・	・	・	U 3 8 6 5	・	2	2	4	4	個
・	・	・	U 3 8 2 5	・	2	2	2	2	個
・	・	・	U 3 1 4 7	・	2	2	2	2	個
・	・	・	普通機器 第一型	・	1	1	5	5	個
・	・	・	普通機器 低圧用	・	1	1	4	4	個
・	・	・	普通蓄電池十型二十六機	・	1	1	17	17	個
・	・	・	九二式特受備機改四	・	1	1	1	1	個
・	・	・	三式特受備機	・	1	1	1	1	個
・	・	・	普通第一型真鍮電源用	・	1	1	1	1	個

呉地方機関局
補給部
山口縣機務部

(英訳紙乙)

海軍

蓄電池檢電器籠	個	1										
九九式測波器(短)	組	1										
整流器 150V用 電圧30V	個	1										
整流器 一型異飯用	個	2										
變壓器受信電源用六V	個	2										
タンゴーク電器 一五△	個	1										
・ 二△	個	1										
眞鍮管 五六八	個	2										
・ 五△	個	4										
タンゴークバルブ 一五△	個	3										
・ 二△	個	2										
眞鍮管 四五七	個	2										
・ 六△	個	6										

興地方復員局
補給部
山口縣特殊物件

海軍

(美濃野紙乙)

控

呉復第六五五號

昭和二十二年十二月一日

呉地方復員局長

廣島縣知事殿

造修材料保管轉換の件照會

十一月二十四日附復二第八三九號刻令首題
材料は至急保転致し度いから準備
せられ度い

尚受取期日確定の上は當局造修課長
と連絡せられ度い

(終)

(美濃紙乙)

海軍

總務部

吳復第三七五號ノ三六

昭和二十二年十一月二十二日

吳地方復員局長

廣島縣知事 殿

被服物品（廢品）保管轉換の件照會

九月十二日復二第六三八號（高貴廳送付済）の復員廳總裁より訓令に依る首題品は吳復第三七五號ノ二一を以て照會の通保轉のさころ不足品は一應打切と致したるも其後各部より廢被服の還納があつたので別紙の通保管轉換致したいから至急吳地方復員局補給部總務と連絡轉の上受領の事御手配を得たい。

（別紙添）

（終）

部員

名課長

總務課長

給務課長

寫

局長

海軍

海軍

別紙	品名	士官軍衣	全袴	作業服衣袴	略靴	航空夏帽	編上靴	胸衣
	呼稱	個	・	・	・	・	組	個
	數							
	量							
	配							
		二八	二五	五一五	五九六	四五	六九	八五
		(復二第六三八に對し未渡の分)						
	車							

(佐賀納)

1090

吳復第三七五號ノ三三

昭和二十二年十一月十七日

庶務主任

(佐賀)

廣島縣知事 殿

吳地方復員局長

被服物品(廢品)保管轉換の件照會

十月二十三日復二第七七七號(寫真廳送付済)を以て第二復員局長より訓令に依る首題の件は別紙の通寶加致し度いから至急受領のことに御手配を得たい。

尙受領月日等決定次第吳地方復員局補給部長に連絡方可然御配慮相煩し度い。

(別紙添)

(終)

庶務部長

名課長

部員

部員

海軍

品名	呼稱	數量	記事	品名	呼稱	數量	記事
品名	呼稱	數量	記事	品名	呼稱	數量	記事
兵軍衣	個	七七		毛織襦袢	個	二二	
作業服衣	個	二七		袴	個	一三	
作業服袴	個	二七		毛織袴下	個	一	
防暑衣	個	六		半靴	組	一〇	
全袴	個	一三九		編上靴	個	四四	
航空衣袴	個	四一		略靴	個	三八四	
航空夏衣	個	四二		ゴム底紺足袋	個	五五	
航空夏袴	個	四二		航空靴	個	一一	
航空帽	個	一		紺足袋	個	三	
防暑帽	個	七		ゴム長靴	個	四〇四	
襦袢	個	一五		航空夏靴	個	二二	
夏襦袢	個	四四		靴下	個	一〇六三	

海軍

庶務部長

庶務課長

課長



吳復第三七五號ノ三二

昭和二十二年十一月十九日

庶務主任

吳地方復員局長

廣島縣知事殿

警備保管轉換の件照會

十一月七日附復二第八一一號及八一三號に依る第二復員局長訓令首題の件在記明細の通り實施致し度いから至急受領のことに御手配を得たい
連日受領月日決定次第吳地方復員局補給部長に連絡方可然取計を得た

記

品名	数量	備考
救命診	5000個	特殊物件
救場杖	5000個	購買品

職員

海終軍

(英渡部紙乙)

豊後方

昭和三十二年十一月十日

豊後方局長

山口県知事殿

特種郵便特管、件

旧仙崎運航部、物件、工月十二日山口県庁へ移管、件

訓令、河野部員様

本件 豊後方局長へ郵送書、件

1095

1095



吳復第三七五號ノ二七

昭和二十二年十一月五日

吳地方復員局長

山口縣知事殿

潤滑油類保管轉換の件照會

十月二十八日附復二第七七四號（高貴廳宛送付済）に依り復員局長裁訓
令首題の件左記の通寶施設した、から至急受領のことに御手配を得たい
追て受領月日決定次第吳地方復員局補給部長に連絡方可然御取計を得
たい

記

品名	数量	保管轉換元	保管轉換先	事務
白絞油	罎六	吳地方復員局補給部	山口縣廳	特殊物件

十月二十五日 後山 訖 執事 伊藤 宗一

改訂後 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆 〆〆〆

海軍

（美濃野紙）



吳復第三七五號ノ二二

昭和二十二年十月二十七日

吳地方復員局長

山口縣知事殿

航路標識用資材保管轉換の件照會

十月二十二日附復二第七六二號(高貴廳宛送付書)を以て復員廳總裁訓令に依り首題の件別紙明細書通實施致し度、から逕受領のことに御手配を得たい

適て受領月日決定次第吳地方復員局補給部長及徳山武航船基地長へ連絡方可然御取計を得たい

(別紙二編)

(終)

高送付先 徳山武航船基地長

徳山武航船基地長宛送付書、訓令書↓徳山武航船基地長

海軍

（英訳原紙乙）

別紙

五部

品名	数	数	所在	保管場所	保管者
沈 鏡 Q五枚一 一〇枚	個	一〇			
鏡 Q五枚一 八枚	・	五			
桂灯浮標二枚一 四枚	・	二〇			
沈路浮標〇五枚一 一枚	・	一	徳山	奥地方	
紫雲浮標〇五枚一 一八枚	・	五	試鏡基地	鎮屋局海防部	山口海防 香島物件
鏡 鏡二八枚一 一〇枚	箱	一			
浮標鏡架四〇枚一 一五五枚	個	六〇			
鏡架四五枚一 一五二枚	・	一〇			
鏡架鏡架三五枚一 一〇〇枚	・	一〇〇			

(註) 沈 鏡品は沈路浮標用及紫雲浮標用であつて灯台用へ移置せらるゝ入りののである。

本館所蔵の資料は、本館の所蔵品である。本館の所蔵品は、本館の所蔵品である。

の上保管するもの

(註)

海軍

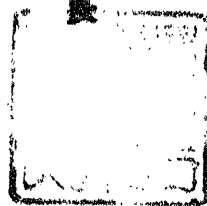
(美濃野紙乙)

興復第五六七號

昭和三十三年十月八日

廣島縣農務部長殿

興地方復興局農務部長



特殊物件移管拂下の件協議

前回の件別紙の通り移管致し度い意向であるが之が拂下格差先についても併記してあるから御考慮を煩はし度い

(別紙添)

別紙

第三種商品

品名	数量	単価	計	要領引渡先	記
救命衫	5000	50	250000	島取市吉方七九〇大洋商學株式會社代表者 橋本義郎	移管数量 渡員蓋蓋〇〇各機シ機夕自機車 運搬業漁船水産加工方レソイ
・	500	50	25000	興南水産救済會興友部代表者 鈴木壯	牛首牛尻ノ會社ニシテ渡員 若テ相高ニ吸收シアリ
・	750	50	37500	興南水産株式會社代表者 鈴木貞一	遺家族扶助振設會
・	850	50	42500	興南本通二丁目 財團法人黎明會代表者 三宅清兵衛	移管数量
・	3500	50	175000	興南水産株式會社代表者 鈴木貞一 式會社代表者 飯田次郎	興南水産株式會社代表者 鈴木貞一 テ役員者ヲ相高ニ吸收中
・	300	50	15000	興南水産株式會社代表者 飯田次郎	
・	50	50	2500	興南水産株式會社代表者 飯田次郎 共済組合興共済病院	

(英漢辞紙乙)

海軍

局長

廣通通資第三三三號

昭和三十三年二月三日

逓信省

総務部長

吳復員局長殿

廣島逓信局長

総務課長

吳復員局長閣下、同廳舎設備。通信施設引越に於て
首題の件左記物件は廣島へ引越す事、致度申請す。

附録

品名	単位	数量	備考
五十回線磁石式電話單式交換機	台	一	沖電氣製
G・S蓄電池 (大ホルト)	個	二	
磁石式卓上電話機	台	六	
壁掛電話機	台	七	
室内布線	式	一	先程却一返答あり

理
第
四
八
號
B
一
四

1103